

宇城市の入学支度金（奨学金）制度

1 貸付対象者（次のすべてに該当する方）

- (1) 宇城市に居住する人の被扶養者
- (2) 学校教育法に規定する学校等に入学することが確実であると見込まれる方
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められる方
又は、家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方

2 貸付額

区 分	貸付額（※無利子）
高等学校、専修学校の高等課程	200,000円
高等専門学校	
短期大学、専修学校の専門課程	400,000円
大学	

3 貸付手続

(1) 申請期間	11月1日～1月31日 ※土日祝を除く。 前期 11月1日～12月28日 後期 1月4日～1月31日 ※予算の範囲内において、教育委員会で選考します。 申請状況によっては前期で受付終了となる場合があります。
(2) 提出書類	①奨学金申請書 ②生計を一にする世帯員 <u>全員</u> の住民票（続柄の入ったもの） ③生計を一にする世帯員 <u>全員</u> の所得証明書（中学生以下を除く） ④入学決定を証明する書類（合格通知書等） ※後日で可 ⑤在学証明書（発行日が4月1日以降のもの） ※入学後に提出
(3) 提出先	宇城市教育委員会 教育総務課（宇城市役所本庁 3階 33番窓口）
(4) 選考方法	日本学生支援機構の第一種奨学生の基準により算定した額に1.3を乗じて判定し、宇城市教育委員会で審査の上、選考します。
(5) 結果通知	文書で通知します。 前期 1月下旬～2月上旬 後期 2月中旬～3月上旬
(6) 貸付予定	指定の口座に振り込みます。 前期 2月下旬～3月上旬 後期 3月下旬

4 返還

学校等を卒業した日から起算して12か月を経過した日の属する月の翌月から、次の年数内に返還してください。

区 分	入学支度金
高等学校、専修学校の高等課程	2年
高等専門学校	
短期大学、専修学校の専門課程	4年
大学（修学年数4年）	
大学（修学年数6年）	